

マタニティマーク付ストラップ、手提げ袋（広告付物品）寄付提供事業者募集要項

姫路市では、妊婦やその家族だけでなく、すべての市民が子育てに関心を示し、地域全体で子どもを見守り育てていくという意識づけを行い、妊婦にやさしい環境づくりを推進することを目的に、母子健康手帳交付時にマタニティマーク啓発事業を行っています。

この度、妊婦との面接時に配布するマタニティマーク付ストラップと手提げ袋（広告付物品）（以下、「広告付物品」という。）を寄付提供していただける事業者を募集します。

1 広告媒体の名称

マタニティマーク付ストラップ、手提げ袋（広告付物品）

2 寄付していただく広告付物品の仕様

別紙「マタニティマーク付ストラップ、手提げ袋（広告付物品）寄付提供仕様書」のとおり

（注）申込みにあたっては、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準、マタニティマーク付ストラップと手提げ袋（広告付物品）寄付提供仕様書を必ずお読みください。

3 募集対象

事業者（広告代理店等の応募も可能です。）

4 募集期間

令和7年7月7日（月）～ 令和7年8月8日（金）（当日必着）

5 納入場所

別紙「マタニティマーク付ストラップ、手提げ袋（広告付物品）仕様書」のとおり

6 広告の掲載について

- (1) 寄付提供者は、寄付提供を行う広告付物品に市が承認した内容の広告媒体（紙媒体に限る）を同封することができます。
- (2) 寄付提供者の判断により、広告媒体を同封しない広告付物品の提供も可能です。

7 掲載できない広告

姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準に定めるとおりの事項及び出産、子育てに関連しない内容や割引券等のクーポン付広告です。

8 申込方法

寄付申込書に必要事項を記入し、広告付物品及び広告媒体の原案を添付し、郵送又は持参してください。電子メールでの申込みは受付できません。

【提出先】

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

姫路市保健所 健康課（保健所 3階）

※なお、持参による提出の場合、窓口受付時間内にお越しください。（月曜日～金曜日（祝日を除く）の午前9時00分から午後5時00分まで）

9 決定方法

- (1) 市でカバーの仕様、広告内容等を審査し、寄付提供者を決定します。
- (2) 寄付提供者を決定したときは、その可否に関わらず申込者に通知します。
- (3) 2者以上の応募があり、審査で決定できない場合は、原則、姫路市内の寄付提供者を優先します。
- (4) 9(3)に定める条件で決定できない場合は、別途指定する日時に実施する抽選により決定します。

10 決定後の手続き

- (1) 決定後に契約書を交わすことで契約締結となります。
- (2) 寄付提供者は、速やかに所管する部署の担当者と広告付物品の仕様、広告媒体の内容等について協議を行って下さい。
- (3) 広告付物品の仕様、広告媒体の内容等について承認を得た後、指定する期日までに広告付物品及び広告媒体を作成し、納入してください。

11 寄付受入の取消

下記に掲げる場合、寄付受入を取り消すことがあります。

- (1) 指定する期日までに広告付物品の作成ができない場合
- (2) 本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (3) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告掲載者がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (4) その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

12 広告媒体の回収及び広告付物品の代物補償

- (1) 広告媒体配布後、当該広告が「7 掲載できない広告」に該当することとなった場合、寄付提供者が作成した広告媒体の内容が不適切であることが判明した場合は、広告媒体の回収を寄付提供者の負担で行っていただく場合があります。
- (2) 広告付物品の事故等、不良品が発生した場合は、代替品の制作を寄付提供者の負担で行っていただく場合があります。

13 寄付提供者の責務

- (1) 寄付提供者は、広告付物品の品質や広告媒体の内容等、広告付物品寄付提供に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、同封された広告媒体の内容に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、寄付提供者の責任及び負担において解決するものとします。

《申込・お問い合わせ先》

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

姫路市 健康福祉局 保健所健康課

電話：079-289-1641

FAX：079-289-0210

e-mail：hokensho-kenko@city.himeji.lg.jp